

議案第 22 号

向日市民会館の設置及び管理に関する条例の廃止について

向日市民会館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 2 月 21 日提出

向日市長 安 田 守

条例第 号

向日市民会館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

向日市民会館の設置及び管理に関する条例（昭和47年条例第35号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

〈参 考〉

向日市民会館の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 向日市民の生活および文化の向上と社会福祉の増進を図ることを目的として市民会館を設置する。

(名称および位置)

第2条 市民会館の名称および位置は次のとおりとする。

名称 向日市民会館

位置 向日市寺戸町中ノ段17番地の1

(指定管理者による管理)

第3条 向日市民会館（以下「会館」という。）の管理は、法人その他の団体であって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、向日市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

(指定管理者が行う業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 会館の利用の許可に関する業務
- (2) 会館の施設及び附属設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会館の運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

(指定管理者の指定の手続)

第5条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、規則で定める事項を明示して公募するものとする。ただし、公募を行わな

いことについて合理的な理由があるときは、この限りでない。

- 2 指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に事業計画書その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから、指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。
 - (1) 事業計画書の内容が市民の平等利用を確保することができるものであること。
 - (2) 事業計画書の内容が会館の効用を最大限に発揮するとともに、効果的かつ効率的な管理が図られるものであること。
 - (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。
- 4 市長は、指定管理者の指定を行ったときは、その旨を告示しなければならない。

(指定管理者の管理の期間)

第6条 指定管理者が管理を行う期間は、指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）から起算して5年以内とする。ただし、再指定を妨げない。

(協定の締結)

第7条 指定管理者は、市長と会館の管理に関する協定を締結しなければならない。

- 2 前項の協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 指定期間に関する事項

- (2) 事業計画に関する事項
- (3) 会館の管理に要する費用に関する事項
- (4) 会館の利用に関する料金（以下「利用料金」という。）に関する事項
- (5) 会館の利用者等に係る個人情報（向日市個人情報保護条例（平成16年条例第1号）第2条第1号に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護に関する事項
- (6) 会館の管理を行うに当たって保有する情報の公開に関する事項
- (7) 事業報告書に記載すべき事項
- (8) その他市長が必要と認める事項
（事業報告書の作成及び提出）

第8条 指定管理者は、毎年度終了後1か月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第10条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して14日以内に、当該年度の取り消された日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 会館の管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 会館の利用料金の収入の実績
- (3) 会館の管理に係る経費の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による会館の管理の実態を把握するために必要なものとして市長が定める事項
（業務報告の聴取等）

第9条 市長は、会館の管理の適正を期するため、指定管理者に対

して、その管理の業務及び経理の状況について定期又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第10条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないときその他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。

2 第5条第4項の規定は、前項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合について準用する。

3 第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害が生じても、市は、その賠償の責めを負わない。

(開館時間)

第11条 会館の開館時間は、午前9時から午後9時30分までとし、実際に使用する時間のほか、その準備および原状に回復するために要する時間を含むものとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て開館時間を短縮又は延長することができる。

(休館日)

第12条 会館の休館日は、1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日までとする。ただし、指定管理者は、必要

があると認めるときは、市長の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に設けることができる。

(利用の許可)

第13条 会館を利用しようとする者（以下「利用申請者」という。）は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可に、会館の管理運営上必要な条件を付すことができる。

(利用の制限)

第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、会館の利用を許可せず、又は利用の許可を取り消し、若しくは利用の停止を命ずることができる。

(1) 利用申請者又は利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 会館の利用が公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は公益を害するおそれがあるとき。

(3) 会館の利用により会館の施設又は附属設備を損傷するおそれがあるとき。

(4) 会館の管理運営上支障があるとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、会館の利用が適当でないと認めるとき。

(利用料金)

第15条 会館の利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。

2 利用者は、利用料金を前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、後納することができる。

る。

3 市長は、指定管理者に利用料金を指定管理者の収入として收受させる。

(利用料金の減免)

第16条 指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の還付)

第17条 既納の利用料金は還付しない。ただし、利用者の責任によらない理由その他特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(権利の譲渡等の禁止)

第18条 利用者は、利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別設備の設置)

第19条 利用者が特別の設備をする場合は、指定管理者の許可を受けなければならない。

(原状回復義務)

第20条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は第10条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理しなくなった施設又は附属設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

2 利用者は、その利用が終わったとき又は第14条の規定により許可を取り消され、若しくは利用の中止若しくは退去を命じられ

たときは、その利用した施設又は附属設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第21条 指定管理者又は利用者は、その責めに帰すべき理由によって会館の施設又は附属設備を損傷し、又は滅失させた場合は、指定管理者又は利用者においてその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(守秘義務)

第22条 指定管理者は、個人情報情報の漏えいの防止その他の個人情報情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者及び会館の業務に従事している者は、会館の業務上知り得た秘密を漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又はその職を退いた後においても、同様とする。

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (抄)

この条例は、昭和47年11月3日から施行する。

別表

向日市民会館利用料金

施設名	利用区分	午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日
	利用日	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時30 分から午後9 時30分まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後9時30 分まで	午前9時から 午後9時30 分まで
ホール	平日	円 14,000	円 19,000	円 22,000	円 29,000	円 37,000	円 50,000
	土曜・日曜 ・休日	17,000	22,000	27,000	35,000	44,000	59,000
会議室 1	平日	3,600	4,800	5,700	7,500	9,500	12,700
	土曜・日曜 ・休日	4,300	5,700	6,900	9,100	11,400	15,300
会議室 2	平日	1,400	1,900	2,300	3,000	3,800	5,100
	土曜・日曜 ・休日	1,700	2,300	2,800	3,600	4,600	6,100
会議室 3	平日	600	800	900	1,200	1,500	2,000
	土曜・日曜 ・休日	700	900	1,100	1,400	1,800	2,400
会議室 4	平日	600	800	900	1,200	1,500	2,000
	土曜・日曜 ・休日	700	900	1,100	1,400	1,800	2,400
会議室 5	平日	1,400	1,900	2,300	3,000	3,800	5,100
	土曜・日曜 ・休日	1,700	2,300	2,800	3,600	4,600	6,100
会議室 6	平日	300	400	500	600	800	1,000
	土曜・日曜 ・休日	400	500	600	700	900	1,200
和室	平日	1,100	1,500	1,800	2,400	3,000	4,100
	土曜・日曜	1,400	1,800	2,200	2,900	3,600	4,900

	・休日						
料理実	平日	2,300	3,100	3,700	4,800	6,100	8,100
習室	土曜・日曜	2,800	3,700	4,400	5,800	7,300	9,800
	・休日						
冷暖房及び附属設備	別に規則で定める額						

備考

1 利用時間に対する割増料

利用時間を経過し、又は繰り上げて利用するときは、1時間につきこの表に定める額の2割を加算する。この場合1時間とは30分以上をいう。ただし、1時間を超えることは認めない。

2 利用者が営利を目的として利用する場合は、この表に定める額の5割を加算する。

3 市外居住者（法人又は団体にあつては事務所の所在地）が利用するときは、この表に定める額の2割を加算する。

4 ホールを利用して準備、練習等をする場合の利用料金は、公演でホールを利用する場合に限り、この表に定める額（前2項で加算する場合は、その加算後の額）の3割に相当する額とする。

5 利用料金には、消費税相当額及び地方消費税相当額を含むものとする。